

【広報資料】

平成22年の「不正行為」認定について

## 平成22年の「不正行為」認定について

入国管理局においては、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対して「不正行為」の認定を行い、法務省令等の規定に基づく期間、当該機関が研修生・技能実習生を受け入れることを停止しています。

平成22年中に「不正行為」認定を受けた機関の受入れ形態別の状況、「不正行為」の類型別の状況及び具体例は次のとおりです。

## 1 受入れ形態別の認定について

## (1) 受入れ形態別の認定機関数、推移

平成22年に「不正行為」に認定した機関は163機関であり、前年の360機関と比較すると約5割の減少となった。

同認定の機関数の減少については、平成22年7月に新たな技能実習制度が施行され、新制度では、実務研修を伴う研修生に対して1年目から労働関係法令が適用されるため、入国1年目の研修生に残業を行わせたとして「研修生の所定時間外作業」をもって不正行為に認定した件数が減少したこと、平成21年及び平成22年の研修生・技能実習生の入国者数が、ピーク時の平成19年、平成20年と比較して減少し、平成17年当時の水準になったことのほか、地方入国管理局において、新制度の施行準備や周知・広報活動の徹底により円滑な制度の移行を図ることに重点を置いた期間があることなどが、その要因として考えられるものであり、今回の認定機関数の減少のみをもって、研修生・技能実習生の不適正な受入れが改善されたとまで結論づけるものではない。

「不正行為」認定を受けた機関を受入れ形態別にみると、企業単独型で受け入れた機関が3機関（1.8%）、団体監理型での受入れ機関が160機関（98.2%）であった。団体監理型の受入れについて、受入れ機関別では、第一次受入れ機関が17機関（10.6%）、第二次受入れ機関が143機関（89.4%）となっている。

受入れ形態別「不正行為」認定機関数の推移

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
企業単独型		5	11	9	7	2	3
団体 監理型	第一次受入れ機関	17	28	36	29	34	17
	第二次受入れ機関	158	190	404	416	324	143
計		180	229	449	452	360	163

## (2) 企業単独型での受入れ機関に対する認定

平成22年に「不正行為」に認定した企業単独型での受入れ機関は3機関（1.8%）と平成21年の2機関（0.5%）と同様に、少数に留まっている。

### (3) 団体監理型での受入れ機関に対する認定

#### ① 第一次受入れ機関に対する認定

平成22年に「不正行為」に認定した第一次受入れ機関17機関のうち16機関を事業協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

第一次受入れ機関の種類別「不正行為」認定機関数の推移

	平成20年	平成21年	平成22年
事業協同組合	27	30	16
農業協同組合	0	3	0
商工会	0	0	0
その他の団体	2	1	1
計	29	34	17

#### ② 第二次受入れ機関に対する認定

平成22年に「不正行為」に認定した第二次受入れ機関は143機関であり、業種別にみると、「繊維・被服関係」が82機関（57.3%）と過半数を占めている。

平成20年以降の推移をみると、「機械・金属関係」、「食品製造関係」の機関数が年々減少している。

第二次受入れ機関の業種別「不正行為」認定機関数の推移

	平成20年	平成21年	平成22年
繊維・被服関係	148	110	82
農業・漁業関係	39	63	17
食品製造関係	62	35	15
機械・金属関係	81	43	13
建設関係	21	28	5
その他	65	45	11
計	416	324	143

## 2 類型別の認定について

### (1) 類型別の認定件数、推移

平成22年に「不正行為」に認定した機関の数は163機関であるところ、類型別の認定件数は219件であった（一つの機関に対し複数の類型により「不正行為」認定を行う場合があり、「不正行為」に認定した機関数と類型別の認定件数とは一致しない。）。

平成22年の類型別認定件数をみると、第5類型「労働関係法規違反」に78件（35.6%）、第2類型「研修生の所定時間外作業」に48件（21.9%）、第1類型③「名義貸し」に31件（14.2%）が認定されており、この3類型で全体のおよそ7割（71.7%）を占める。

また、平成20年以降の推移をみると、上記の3類型が「不正行為」認定の約7割から8割を占めている状況に変わりはない。

### 類型別「不正行為」認定件数の推移

		平成20年	平成21年	平成22年
第1類型	① 二重契約	0	0	1
	② 研修・技能実習計画との齟齬	48	28	18
	③ 名義貸し	96	96	31
	④ その他虚偽文書の作成・行使	28	21	11
第2類型	研修生の所定時間外作業	169	121	48
第3類型	悪質な人権侵害行為等	36	31	25
第4類型	問題事例の未報告等	1	4	0
第5類型	不法就労者の雇用・あっせん	15	20	5
	労働関係法規違反	155	123	78
第6類型	準ずる行為の再発生	1	0	2
計		549	444	219

### 平成22年 類型別受入れ形態別「不正行為」認定件数

		企業 単独型 (3機関)	団体監理型		計 (163機関)
			第一次 (17機関)	第二次 (143機関)	
第1類型	① 二重契約	0	1	0	1
	② 研修・技能実習計画との齟齬	1	5	12	18
	③ 名義貸し	0	1	30	31
	④ その他虚偽文書の作成・行使	0	8	3	11
第2類型	研修生の所定時間外作業	2	2	44	48
第3類型	悪質な人権侵害行為等	3	4	18	25
第4類型	問題事例の未報告等	0	0	0	0
第5類型	不法就労者の雇用・あっせん	1	1	3	5
	労働関係法規違反	0	1	77	78
第6類型	準ずる行為の再発生	0	2	0	2
計		7	25	187	219

※ 一つの受入れ機関が、複数の類型により「不正行為」認定されている場合は、それぞれの類型に計上しているため、認定機関数と類型別の認定件数とは一致しない。

※ 平成22年7月以降の不正行為については、上陸基準省令の規定に基づいて不正行為に認定しているが、その類型については、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）」の類型に合わせて、件数を計上している。

#### (2) 企業単独型での受入れに係る類型別の認定

平成22年に「不正行為」に認定した企業単独型の受入れ機関は3機関であるところ、類型別では7件である。その内訳をみると、3機関のいずれも第3類型「悪質な人権侵害行為等」に認定しており、2機関については第2類型「研修生の所定時間外作業」に認定した。

企業単独型での受入れ機関に対する類型別「不正行為」認定件数の推移

		平成20年	平成21年	平成22年
第1類型	① 二重契約	0	0	0
	② 研修・技能実習計画との齟齬	1	0	1
	③ 名義貸し	0	0	0
	④ その他虚偽文書の作成・行使	1	0	0
第2類型	研修生の所定時間外作業	4	1	2
第3類型	悪質な人権侵害行為等	1	0	3
第4類型	問題事例の未報告等	0	0	0
第5類型	不法就労者の雇用・あっせん	0	0	1
	労働関係法規違反	2	1	0
第6類型	準ずる行為の再発生	0	0	0
計		9	2	7

※ 一つの受入れ機関が、複数の類型により「不正行為」認定されている場合は、それぞれの類型に計上しているため、認定機関数と類型別の認定件数とは一致しない。

※ 平成22年7月以降の不正行為については、上陸基準省令の規定に基づいて不正行為に認定しているが、その類型については、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）」の類型に合わせて、件数を計上している。

(3) 団体監理型での受入れに係る類型別の認定

① 第一次受入れ機関に係る類型別の認定

平成22年に「不正行為」に認定した第一次受入れ機関は17機関であり、類型別では25件である。

認定件数の上位は、第1類型④「その他虚偽文書の作成・行使」に8件（32.0%）、第1類型②「研修・技能実習計画との齟齬」に5件（20.0%）であった。

第一次受入れ機関に対する類型別「不正行為」認定件数の推移

		平成20年	平成21年	平成22年
第1類型	① 二重契約	0	0	1
	② 研修・技能実習計画との齟齬	11	14	5
	③ 名義貸し	4	9	1
	④ その他虚偽文書の作成・行使	21	19	8
第2類型	研修生の所定時間外作業	5	9	2
第3類型	悪質な人権侵害行為等	3	3	4
第4類型	問題事例の未報告等	0	3	0
第5類型	不法就労者の雇用・あっせん	1	0	1
	労働関係法規違反	0	2	1
第6類型	準ずる行為の再発生	1	0	2
計		46	59	25

※ 一つの受入れ機関が、複数の類型により「不正行為」認定されている場合は、それぞれの類型に計上しているため、認定機関数と類型別の認定件数とは一致しない。

※ 平成22年7月以降の不正行為については、上陸基準省令の規定に基づいて不正行為に認定しているが、その類型については、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）」の類型に合わせて、件数を計上している。

## ② 第二次受入れ機関に係る類型別の認定

平成22年に「不正行為」に認定した第二次受入れ機関は143機関であり、類型別では187件である。

類型別での認定件数をみると、第5類型「労働関係法規違反」に77件（41.2%）、第2類型「研修生の所定時間外作業」に44件（23.5%）、第1類型③「名義貸し」に30件（16.0%）を認定した。

平成20年以降、「名義貸し」、「研修生の所定時間外作業」及び「労働関係法規違反」が上位を占めており、平成22年はこの3類型で認定件数の8割以上を占めている。

第二次受入れ機関に対する類型別「不正行為」認定件数の推移

		平成20年	平成21年	平成22年
第1類型	① 二重契約	0	0	0
	② 研修・技能実習計画との齟齬	36	14	12
	③ 名義貸し	92	87	30
	④ その他虚偽文書の作成・行使	6	2	3
第2類型	研修生の所定時間外作業	160	111	44
第3類型	悪質な人権侵害行為等	32	28	18
第4類型	問題事例の未報告等	1	1	0
第5類型	不法就労者の雇用・あっせん	14	20	3
	労働関係法規違反	153	120	77
第6類型	準ずる行為の再発生	0	0	0
計		494	383	187

※ 一つの受入れ機関が、複数の類型により「不正行為」認定されている場合は、それぞれの類型に計上しているため、認定機関数と類型別の認定件数とは一致しない。

※ 平成22年7月以降の不正行為については、上陸基準省令の規定に基づいて不正行為に認定しているが、その類型については、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）」の類型に合わせて、件数を計上している。

## 3 「不正行為」認定の具体例

平成22年に「不正行為」に認定した具体例は次のとおりである。

### (1) 第1類型に係る認定

#### ① 第1類型②「研修・技能実習計画との齟齬」

「研修・技能実習計画との齟齬」には、18機関を認定した。

「研修・技能実習計画との齟齬」とは、提出された研修計画や技能実習生との雇用契約

の内容と齟齬する研修や技能実習が行われ、その齟齬の程度が申請の許否を左右する場合である。

【事例 1】 食品製造販売業を営む受入れ機関は、「加熱性水産加工食品製造」の研修を実施するとして研修生を受け入れたにもかかわらず、同社の業務の中心が水産加工食品製造から麺関係食品製造へと変わったことから、当該研修生を焼きそばの製造や袋詰め作業に従事させ、加熱性水産加工食品製造に係る研修をほとんど実施していなかった。

【事例 2】 異業種の事業協同組合であった第一次受入れ機関は、地域文化センター等の公共施設において 160 時間の集合研修を実施するとして、研修生を受け入れたにもかかわらず、研修生の入国直後から傘下の第二次受入れ機関に当該研修生を配属させ、集合研修を全く実施していなかった。

## ② 第 1 類型③「名義貸し」

「名義貸し」には、31 機関を認定した。

「名義貸し」とは、申請に係る受入れ機関では研修生や技能実習生を受け入れずに他の機関で受け入れられていた場合であり、典型的には、A機関で研修を実施するとして申請しながら、実際はB機関で作業に従事していた場合である。

【事例 1】 婦人紳士服製品の縫製加工の研修・技能実習を行うとして研修生・技能実習生を受け入れたグループ会社 5 社は、特定の会社に研修生・技能実習生を移動させて作業を行わせていた。

【事例 2】 加熱性水産加工食品製造の研修・技能実習を行うとされた 3 社及び耕種農業の研修・技能実習を行うとされた 3 社の計 6 社は、グループ会社を形成していたところ、特定の会社に研修生・技能実習生を移動させて、食品製造に係る作業を行わせていた。

## ③ 第 1 類型④「その他虚偽文書の作成・行使」

「その他虚偽文書の作成・行使」には、11 機関を認定した。

「その他虚偽文書の作成・行使」とは、申請等に際し、虚偽の内容の書類を提出した場合で、その内容が申請の許否を左右する場合である。

【事例 1】 単一業種の事業協同組合であった第一次受入れ機関は、傘下機関において賃金未払いに係る問題が生じていたことを承知していたにもかかわらず、当該事実に係る記載を行わず、虚偽の監査報告書を提出していた。

【事例 2】 不正行為認定を受けた A 社の技能実習生を B 社に移籍させるとして、在留資格変更許可申請がなされたところ、B 社は、自社で雇用している常勤職員について、

実際にはA社の職員を移籍させていたにもかかわらず、従前からB社で雇用していたとする虚偽の文書を作成し提出していた。

## (2) 第2類型「研修生の所定時間外作業」

「研修生の所定時間外作業」には、48機関を認定した。

研修生に一般の労働者と同じように「残業」や休日の勤務をさせていた場合が「研修生の所定時間外作業」に当たる。

【事例1】 ホテル業を営む受入れ機関は、受け入れていた研修生に対し、約2か月半の期間、1時間あたり400円の対価を支払って所定時間外に作業を行わせていた。

【事例2】 縫製業を営む6機関で事業協同組合を構成し、当該組合を第一次受入れ機関として研修生の受入れを行っていたところ、当該6機関は、研修生の残業について協議し、時給250円又は300円で、受け入れた研修生に対し所定時間外作業を行わせていた。

## (3) 第3類型に係る認定

「悪質な人権侵害行為等」には、25機関を認定した。

研修生・技能実習生に対して暴行を加えた場合、研修生・技能実習生の旅券や通帳等を強制的に保管していた場合、研修生の研修手当や技能実習生の賃金の不払いが認められた場合等が「悪質な人権侵害行為等」に当たる。

【事例1】 縫製業を営む受入れ機関の関係者の親族が、同社で受け入れていた技能実習生に対し「暴力行為」を行い、加療約18日間を要する頭部顔面打撲等の傷害を負わせた。

【事例2】 婦人子供服製造を営む受入れ機関2社は、受け入れていた研修生・技能実習生の同意を得ずに旅券を預かっていた。旅券は、事務所の金庫に保管されていたが、研修生・技能実習生は、金庫や金庫の鍵の場所を承知しておらず、研修生ら本人によって旅券の管理が行われていなかった。

【事例3】 ホテル業を営む受入れ機関は、研修生に支払う研修手当6万円のうち5万円を預金し、研修生らが当該預金を帰国まで下ろすことができないように、同人らの印鑑を金庫で保管していた。

## (4) 第5類型に係る認定

この類型は、「不法就労者の雇用・あっせん」と「労働関係法規違反」とに分けられ、平成22年に認定された機関は、それぞれ5機関、78機関であった。

### ① 不法就労者の雇用・あっせんについて



地方入国管理局の摘発等により，受入れ機関で不法就労者を雇用していたことが判明した事案である。

【事例】 水産物加工業を営む受入れ機関は，研修生・技能実習生を受け入れていたところ，2名の不法就労者を雇用していたとして，地方入国管理局及び警察により摘発を受けた。

## ② 労働関係法規違反について

「労働関係法規違反」の大半は，「賃金の不払い」等の労働基準法違反である。

【事例1】 畜産農業を営む受入れ機関は，技能実習生1名に対し，23か月間にわたって，所定外労働に対する賃金及び深夜労働に対する割増賃金を支払っていなかったものであり，未払い賃金額は約240万円，1か月あたりに換算すると約10万円であった。

【事例2】 建築用足場の架設工事事業を営む受入れ機関は，技能実習生10名に対し，約9か月にわたって毎月の賃金の全額を所定の支払日に支払っていなかったものであり，未払い賃金の総額は約860万円，1人1か月あたりに換算すると約9万円であった。